

# 遺産の名義変更・請求

## 【不動産の名義を変更】

所有権移転の登記を行う必要があります。

→司法書士さんへお願いすれば楽ですが、ご自分で手続きする事もできます。

ご自分で手続きされる場合、不動産の所在地を管轄する法務局にお問い合わせ下さい。

※借地権や貸家権の場合は、契約書の名義変更などの手続きが必要です。

## 【不動産以外の財産の名義変更】

不動産以外にも名義変更を行う必要のあるものは沢山あります、下記は抜粋です。

名義変更の対象	問い合わせ先
預貯金	銀行や郵便局等
株式	証券会社等
自動車	陸運局
ゴルフ会員権	ゴルフ場
電話加入権	N T T

## 【請求を行うもの】

請求を行わないと貰えないものもあります（以下抜粋を記述）。

請求対象	問い合わせ先	条件など
生命保険	保険会社	有効な保険に加入している事（3年で時効）
葬祭費	市区町村役場	国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者（2年で時効）
埋葬料	健康保険組合など	健康保険の被保険者（2年で時効）
葬祭料	労働基準監督局	業務災害により死亡した労働者（2年で時効）
死亡一時金	市区町村役場など	国民年金の第1号被保険者で保険料36ヶ月以上納付（2年で時効）
遺族基礎年金	市区町村役場など	国民年金の被保険者で子または子のある妻へ支給
寡婦年金	市区町村役場など	国民年金の第1号被保険者で保険料25年以上納付、10年以上婚姻関係
遺族厚生年金	社会保険事務所	厚生年金の被保険者

※詳細は、「問い合わせ先」へご確認下さい。

※年金関連は、日本年金機構のホームページもご参照下さい。

Webページのタイトル	日本年金機構
アドレス（URL）	<a href="http://www.nenkin.go.jp/">http://www.nenkin.go.jp/</a>
ページを確認した日	平成24年9月5日